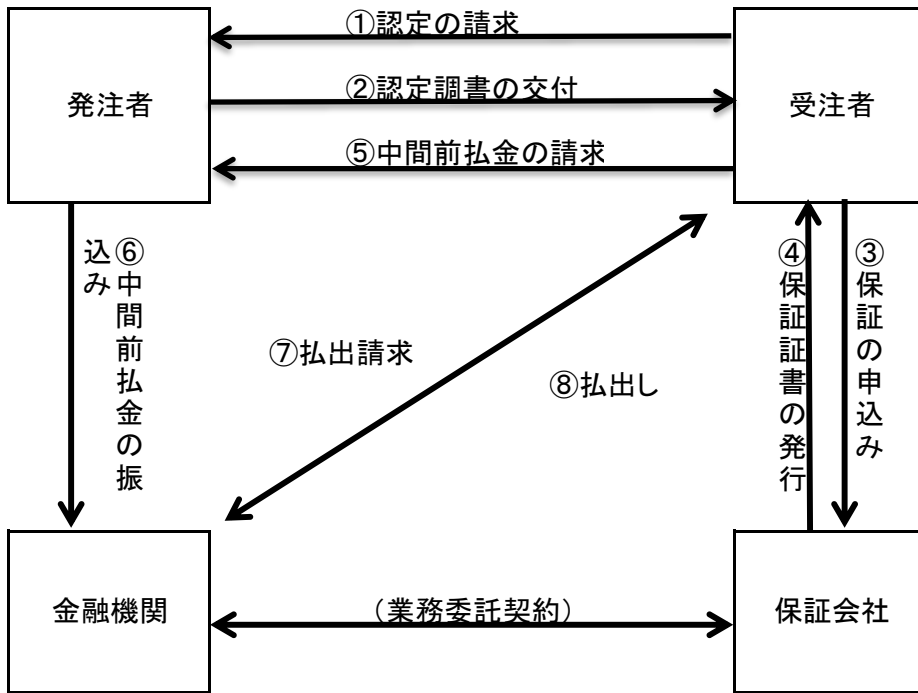


中間前払金保証の流れ



- ① 受注者は、発注者に対して中間前払金の認定の請求を行います。
- ② 発注者は、受注者に対して認定調書を交付します。
- ③ 受注者は、保証会社に対して中間前払金保証の申込みを行います。
- ④ 保証会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金の保証証書を受注者に対して発行します。
- ⑤ 受注者は、発注者に対して保証証書(中間前払金保証)を添えて中間前払金の請求をします。
(保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法であって、当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。
この場合において、受注者は、当該保証書を提出したものとみなす。)